

| | | | |
|----|-------------------------------------|---|----|
| 一九 | 救急病院等を定める省令第一条第一項の申出を撤回した件 | 三 | 一四 |
| 二〇 | 地籍調査の成果について認証した件 | 三 | 一四 |
| 三 | 道路の区域を変更する件 | 三 | 一四 |
| 三 | 同 | 三 | 一四 |
| 三 | 同 | 三 | 一五 |
| 三 | 同 | 三 | 一五 |
| 四 | 生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件 | 六 | 一九 |
| 五 | 生活保護法による指定介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出があった件 | 六 | 一九 |
| 六 | 生活保護法による指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった件 | 六 | 二〇 |
| 七 | 大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件 | 六 | 二〇 |
| 六 | 道路の区域を変更する件 | 六 | 二〇 |
| 六 | 道路の区域を変更する件 | 六 | 二〇 |
| 六 | 道路の供用を開始する件 | 六 | 二〇 |
| 三 | 同 | 六 | 二〇 |
| 三 | 同 | 六 | 二〇 |
| 三 | 公印を改刻しその使用を開始する件 | 九 | 二四 |
| 三 | 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 | 九 | 二四 |
| 四 | 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件 | 九 | 二四 |
| 五 | 同 | 九 | 二四 |
| 六 | 公印を新調しその使用を開始する件 | 三 | 二七 |
| 七 | 公印を改刻しその使用を開始する件 | 三 | 二七 |
| 六 | 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件 | 三 | 二六 |
| 六 | 同 | 三 | 二六 |
| 四 | 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 | 六 | 三三 |
| 四 | 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 | 六 | 三三 |
| 四 | 土地改良区の解散を認可した件 | 六 | 三三 |
| 四 | 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出が | 六 | 三三 |

| | | |
|----------------------------|----|----|
| あつた件 | 三〇 | 三五 |
| 四 県営土地改良事業計画を変更した件 | 三〇 | 三五 |
| 四 保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件 | 三〇 | 三五 |
| 四 道路の区域を変更する件 | 三〇 | 三五 |
| 四 同 | 三〇 | 三五 |
| 四 同 | 三〇 | 三五 |
| 四 道路の供用を開始する件 | 三〇 | 三五 |
| 五 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件 | 三〇 | 三七 |
| 五 同 | 三〇 | 三七 |
| 五 同 | 三〇 | 三七 |
| 五 福島県議会定例会を招集する件 | 三二 | 三七 |

公 告

| | | |
|---------------------------|---|----|
| 一 肥料の登録が失効した件 | 四 | 一 |
| 二 落札者を決定した件 | 四 | 二 |
| 三 都市計画を変更する件 | 五 | 四 |
| 四 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 | 九 | 七 |
| 五 同 | 九 | 七 |
| 六 土地改良区の役員が就任した旨届出があった件 | 九 | 八 |
| 七 職員表彰を実施した件 | 三 | 一六 |
| 八 都市計画を変更する件 | 三 | 一六 |
| 九 肥料の検査の結果の概要を公表する件 | 六 | 三三 |
| 一〇 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 | 六 | 三三 |
| 二 落札者を決定した件 | 三 | 二九 |
| 三 肥料の登録の有効期間を更新した件 | 六 | 三三 |

福島県病院局

規程

一 福島県病院事業職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する規程

三〇 三六

公告

一 落札者を決定した件

九 九

二 同

九 九

福島県教育委員会

規則

一 福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

二六 三三

二 技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

三〇 三六

福島県教育委員会教育長

告示

一 公金の収納の事務を委託した件

三 一六

福島県公安委員会

告示

一 道路交通法により運転免許取得者教育の認定をした件

三 一七

二 同

三 一七

三 同

三 一七

四 同

三 一七

四 同

三〇 三九

福島県警察本部

公告

四 落札者を決定した件

三 三〇

五 同

三 三〇

六 同

三 三〇

七 同

三 三〇

福島県選挙管理委員会

告示

一 不在者投票のできる施設として指定した件

三 一六

二 不在者投票のできる施設の名称及び所在地を変更した旨届出があった件

一六 三三

福島県人事委員会

規則

一 市町村立学校栄養職員及び事務職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

三 一

二 初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

三 一

三 市町村立学校職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

三 三

四 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

三 四

五 警察官の任用の特例に関する規則の一部を改正する規則

三 四